

〈日本陸水学会吉村賞選考内規〉

第1条（目的）

本賞は、本学会会員の中で顕著な研究業績を上げている若手研究者に対して、その業績を表彰することにより、若手研究者の研究活動を促進することを目的とする。

第2条（名称）

本賞は、吉村信吉氏の業績を記念し、日本陸水学会吉村賞（以下吉村賞という）と称する。

第3条（受賞候補者の選考）

吉村賞の受賞候補者は、陸水学の優れた業績を挙げた本学会会員で最終学歴後10年以内の者とする。応募は、自薦・他薦を問わない。なお、再受賞は無い。

- 2 受賞希望者または推薦者は、付則に記載する必要書類を日本陸水学会事務局宛に提出する。
- 3 吉村賞の受賞者を選考するために、吉村賞選考委員会（以下選考委員会という）を設ける。
- 4 選考委員会は6名の委員で構成する。選考委員は本会会員の中から選出し、会長が委嘱する。選考委員会委員長は選考委員の互選により当該年ごとに定める。選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 選考委員会は、原則1名の受賞候補者を選ぶ。なお、受賞候補者が無い場合も、その旨を会長に報告する。選考に当たっては、論文業績のみならず、本学会における活動実績も考慮する。
- 6 選考委員会は、受賞候補者を学会長に答申する。学会長はこれを評議員会に諮り、受賞者を決定する。
- 7 学会長は、受賞者の決定後、この旨をすみやかに受賞者に通知する。

第4条（授賞）

吉村賞の授賞式は本学会大会において行い、受賞者には賞状と記念品を贈呈する。

- 2 受賞者は授賞式において、受賞の対象となった研究業績の概要について講演し、その内容も含めた総説を本学会の学会誌に投稿する。

付 則

- 1 応募には、氏名、所属、生年月日、研究履歴、研究業績一覧、陸水学会での活動履歴（口頭・ポスター発表リスト、その他シンポジウムの開催、諸役員の履歴など）、応募研究題目、応募理由（陸水研究にどのような新たな貢献をしたのかについて、A4用紙1~2枚程度の文書：応募者本人あるいは推薦者が作成）を記入した応募書類、ならびに本人の代表的研究論文5編以内のpdfファイルを提出する。
- 2 選考委員が受賞候補者となった場合には、選考委員会委員からはずれるものとする。この場合には、不足する選考委員を会長が評議員の中から選任する。ただし、任期は当該年のみとする。
- 3 吉村賞の英文表記はSHINKICHI YOSHIMURA AWARDとする。
- 4 当内規は、2012年9月17日より実施する。2013年9月12日改定。